

燃ゆる感動かごしま国体
薩摩川内市実行委員会
第 11 回 競技・式典専門委員会



国民体育大会における 新型コロナウイルス感染症対策

2023年4月1日

公益財団法人日本スポーツ協会

はじめにー感染対策のこれまでと今後に向けてー



- 2020年1月、国内で初めての新型コロナウイルス感染者が確認されて以降、スポーツ界のみならず、社会全体に多くの混乱と不安が生じた。
- そのような中、政府における基本的対処方針や業種別ガイドラインなどが取りまとめられ、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での社会機能の維持（新たな生活様式の獲得）が進んできた。
- 国民体育大会も非常に大きな影響を受け、2020年の本大会、2021年の冬季大会スキー競技会、本大会は感染拡大により中止せざるを得なかった。しかし、『国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する基本方針』（JSPPO基本方針）、開催県版ガイドラインの取りまとめや、各大会開催のための各種感染対策の精度を上げ、**2022年の第77回大会は、コロナ禍での大会にもかかわらず、大会が感染拡大を誘引することなく、全ての日程を無事終えることができた。これも偏に、大会に参加した全ての方の感染拡大防止対策への皆様のご理解、ご協力、ご尽力の賜物であり、改めて心から感謝を申し上げます。**
- 今般、社会経済の再生を図ることなどから、新型コロナウイルス感染症対策は、従前から変更していくことは既に周知のところである。
- 2023年3月13日からはマスクの着用が個人の判断が基本となったこと、5月8日から感染症法上の位置づけの変更を見据え、国民体育大会における新型コロナウイルス感染症対策についても、方向性を改める必要がある。
- 国民体育大会においては、2023年4月1日からこれまでの「新型コロナウイルス感染症対策」から「一般的な感染症対策」へと移行することとし、JSPPO基本方針の適用を停止する。
- しかしながら、**新型コロナウイルス自体が消滅した訳ではない**。ここまで大会関係者の不断の努力で築き上げた団体開催への信頼を失うことが無いよう、本日の日常に戻るまでの間、留意いただきたい事項等を以下に取りまとめ。

基本的な感染症対策・対応

【個人としての対策・対応】

＜感染予防のために心がけること～感染前の対策～＞

- 手洗い等の手指衛生
- 飛沫感染対策
- ✓ マスクの使用 ⇒ マスクの携帯と感染対策として効果的な場面での着用 ※不織布マスクの推奨
- ✓ 換気の確保
- ✓ 密接、密集を極力回避 ⇒ 三つの「密」（密閉空間・密集場所・密接場面）、感染リスクが高まる場面の回避
- 日々の健康状態（体温・体調の確認と管理の推奨）と行動の確認
- 流行前の予防接種
- 体調不良になった際の現場対応フロー（緊急時対応計画）の確認
- 新型コロナウイルスワクチン接種の推奨

＜感染拡大を引き起こさないための方法～体調不良時の対応～＞

- 体調不良時には、チームドクター、コーチ等へ相談
 - * 体調不良の例：発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、頭痛など
- 医療機関の受診
- 無理せず大会への参加・出場を自粛

基本的な感染症対策・対応

【参加都道府県選手団（チーム）としての対策・対応】

＜感染(疑い)者発生前の対策＞

- 基本的な感染症対策を関係者に周知
- 感染（疑い）者発生時の連絡体制、チームドクター等との相談・情報共有体制の構築
- 大会・競技会開催地の感染状況や医療機関などの情報の収集と関係者への共有・周知
- 大会参加後（現地入り後）の感染（疑い）者発生時の現場対応フロー（緊急時対応計画）の構築

＜感染拡大を引き起こさないための方法 ～感染（疑い）者発生時の対応～＞

- 当該者の健康状態・行動の把握
- 関係者の健康状態・行動の把握
- 事前に構築した現場対応フロー（緊急時対応計画）に基づき対応
- 当該者以外のメンバーも含めた参加・出場の継続は、チームドクター等に相談の上、更なるチーム内や対戦相手への感染拡大の可能性もふまえて慎重に判断

基本的な感染症対策・対応

【大会・競技会主催・運営者としての対策・対応】

＜感染(疑い)者発生前の対策＞

- 大会・競技会参加者（主催・運営者含む）に基本的な感染症対策を周知
- 大会・競技会参加者の連絡責任者の把握と連絡体制の構築
- 大会開催地の感染状況や医療機関などの情報の提供
- 大会・競技会開催にあたっての感染症対策、現場対応フロー（緊急時対応計画）の作成
⇒開催地自治体の保健当局等関係機関、感染症の専門家への相談・確認
- 感染状況等により強い対策が必要な場合は速やかに周知・徹底

＜感染拡大を引き起こさないための方法～感染(疑い)者発生時の対応～＞

- 当該者の健康状態・行動の把握
- 関係者の健康状態・行動の把握
- 関係者を含めた当該者の現場対応方針の把握
- 事前に構築した現場対応フロー（緊急時対応計画）に基づき対応、医療機関や専門家の助言を仰ぐ
- 大会・競技会が感染拡大を誘発しないよう実施・継続の可否は慎重に判断

- 新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株とは大きく毒力、感染力が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が無い限り、2023年5月8日から感染症法上の5類感染症に位置付けられることとなった。
- 政府では、位置づけ変更後も三つの「密」の回避、手指消毒や換気の呼びかけなどを行う方針であり、**引き続き、感染症対策は怠ることはできない。**
- 全国から多くの参加者が一堂に会する大会期間中には、様々な場面で感染リスクが高まることもある。そのため、**大会が関係者にとつて脅威とならないよう、大会に参加・参画する個人、団体、機関等が、自他への配慮を失念することの無いよう最大限努めることが必要である。**その際、具体的な感染対策の内容を検討するにあたっては、これまで感染状況等に応じながら適用してきたJSPO基本方針や、各都道府県選手団派遣時の対策などを、引き続き活用いただきたい。
- 最後に、これまで周期的に発生した感染拡大の波は今後も起こり得ることであり、感染状況等によつては、これまでの大会で実施した新型コロナウイルス感染症対策を逆行せざるを得ないことも予めご理解いただきたい。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 感染症予防対策実施要領

1 目的

この実施要領は、特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」防疫対策要項及び特別全国障害者スポーツ大会開催基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が、相互に連絡調整を図り、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会（以下、「両大会」という。）における鹿児島県及び会場地市町村（以下「市町村」という。）とともに実施する感染症予防対策に関して必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 広報活動

ア 広報の内容

- (ア) 手洗いの励行等基本的な感染症対策
- (イ) 両大会期間中に流行する可能性が高い感染症の予防対策

イ 活動の内容

- (ア) 県委員会は、鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課（以下「県健康増進課」という。）と連携し、次により広報活動を実施する。
 - a 啓発用ポスター・リーフレットの作成及び市町村・関係団体等への配布・掲示
 - b テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等県広報媒体を活用したPR
 - c 県委員会ホームページへの掲載
- (イ) 保健所（鹿児島市保健所を含む。以下同じ。）は、会場地委員会等及び市町村担当課と連携し、次により広報活動を実施する。
 - a 県委員会が作成した啓発媒体の配布・掲示
 - b 広報誌、ホームページ等市町広報媒体を活用したPR
 - c 各種講習会及びイベント等を活用したPR

(2) 健康管理指導

保健所は、両大会参加者に食品を提供する施設の管理者に対し、対象業務従事者の検便検査を含む健康管理の必要性を周知し、積極的かつ自発的な協力が得られるよう指導するものとする。

なお、検便検査の方法など健康管理の留意事項については、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会食品衛生対策実施要領」の別紙1「食品関係施設の営業者等が遵守すべき事項」に準ずるものとする。

(3) 感染症患者の発生時の措置

保健所は、両大会参加者等に感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）が発生した場合には、必要に応じて感染の拡大防止のための指導・助言を行い、まん延の防止に努めるとともに、当該感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症であった場合は、同法に基づき必要な措置を行う。

(4) 感染症予防に関する衛生備品の配備

県委員会は、両大会期間中における感染症の発生予防及びまん延防止のため、開・閉会式会場の入口や手洗い設備等に、必要に応じて手指用消毒液やマスク等の配備を行う。

なお、競技・練習会場については、会場地委員会が配備するものとする。

また、食品関係施設、宿泊施設等については、食品衛生対策実施要領及び宿舎環境衛生対策実施要領に定める衛生講習会において、保健所が衛生備品の配備について指導する。

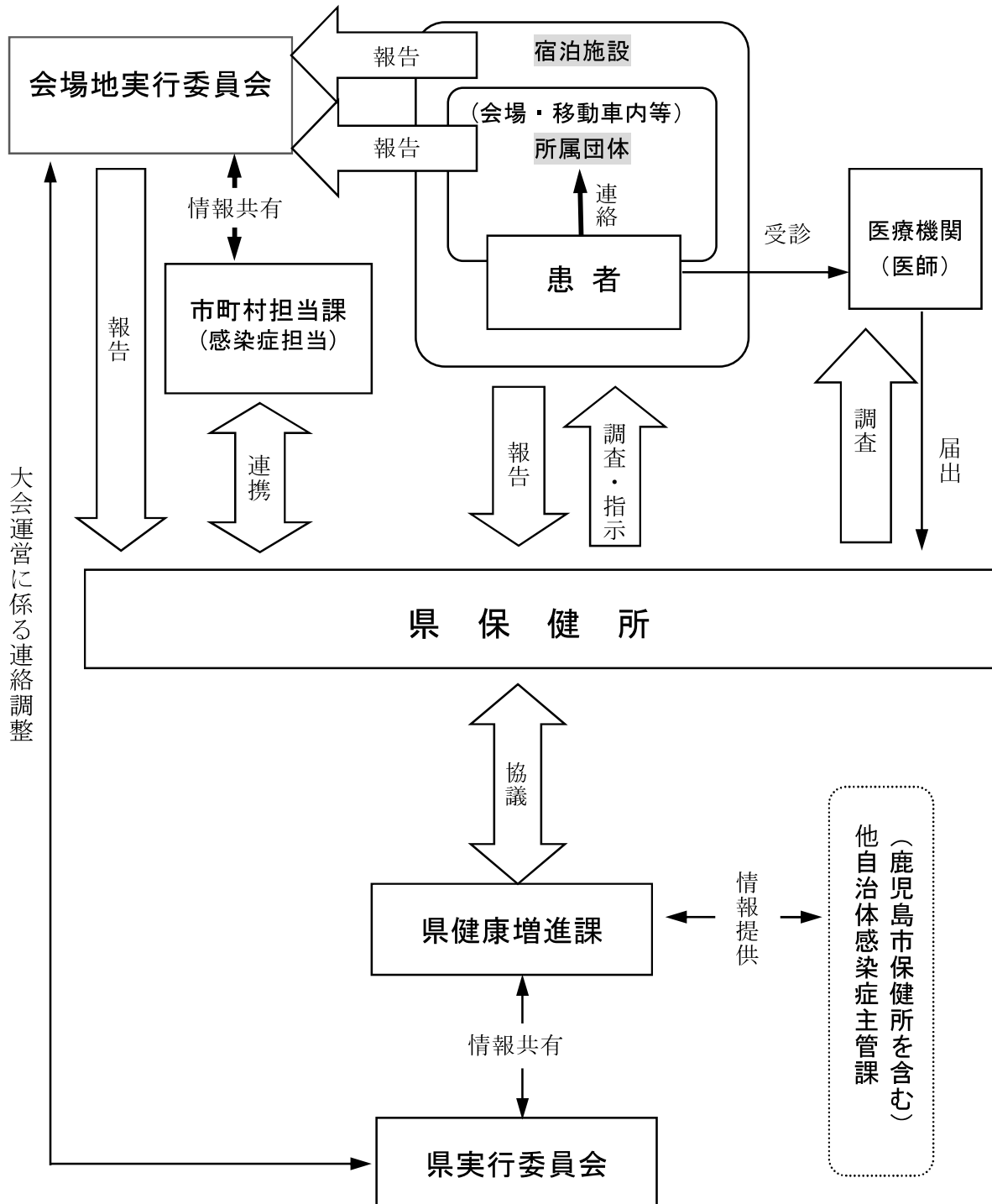
(5) 緊急連絡体制の整備

両大会期間中における感染症の発生に備え、そのまん延を防止するため、別記により緊急連絡体制を整備する。

3 その他

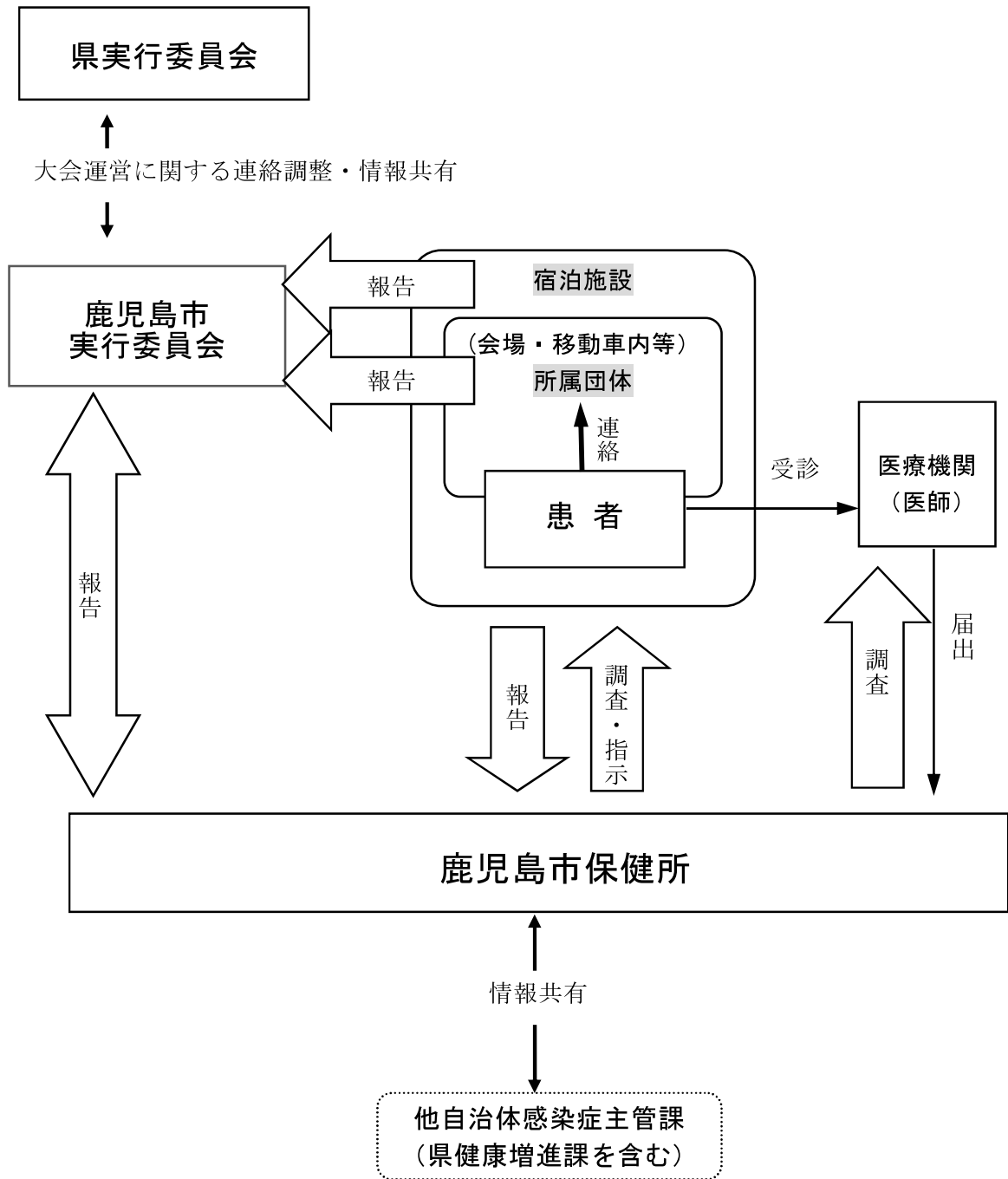
この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県健康増進課及び鹿児島市保健所が協議の上、別に定めるものとする。

感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制（鹿児島市を除く鹿児島県）



- ◆ 患者発生施設又は患者所属団体は、直ちに管轄保健所及び会場地委員会に報告する。
- ◆ 会場地委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに管轄保健所に報告する。
- ◆ 感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、管轄の保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体等に周知する。

感染症（疑いを含む）発生時の緊急連絡体制（鹿児島市）



- ◆ 患者発生施設又は患者所属団体は、直ちに鹿児島市保健所及び鹿児島市実行委員会に報告する。
- ◆ 鹿児島市実行委員会は、上記報告のほか実施本部等を通して感染症に関する情報を得た場合、直ちに鹿児島市保健所に報告する。
- ◆ 感染症が疑われる患者には、速やかに医療機関を受診させるとともに、鹿児島市保健所に連絡するよう、宿泊施設及び所属団体等に周知する。